

平成 29 年度 国立大学法人静岡大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

【1】異分野にも目を向けることのできる幅広い視野と豊かな人間性の育成を目指し教養教育を充実させるため、平成25年度新カリキュラム導入の学修成果を検証し、アジアブリッジプログラム（ABP）や学部横断教育プログラム「地域創造学環」の中核となるアクティブ・ラーニング科目、フィールドワーク科目等の充実と合わせて、全学教育科目の科目メニューの多様化を行う。

- ・【1-1】 アジアブリッジプログラム（ABP）副専攻の第1期修了認定を行う。
また、平成30年度入学生からの全学教育科目における地域志向科目の必修化に向け、カリキュラムの整備を行うとともに、地域創造学環副専攻科目を全学的に展開し、地域課題関連科目の多様化を進める。

【2】学生の国際交流の機会を拡大し教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを促進するため、ABPの推進を通して外国語教育、英語による授業等の充実を図るとともに、日本学術会議分野別「参照基準」等を活用した国際通用性のあるカリキュラム編成とそれに基づく海外大学等との単位互換等の教育面での国際交流を実施し、柔軟な学期区分等を設定する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-1】 学士課程における英語プログラムの導入について検討を開始する。
また、海外大学との間での単位互換等、国際交流機会の拡大について協議する。

【3】学問的動向や社会的ニーズを踏まえて専門分野ごとに人材養成像を明確にし、それぞれに適合した体系的な教育課程の編成を行う。
教員養成課程では、静岡県内の小学校教員占有率を30%以上とするため、「初等学習開発学専攻」を拠点とする小学校免許プログラムの充実、教員への適性・志向性重視の入試システムの構築等を行う。

- ・【3-1】 平成28年度に実施した学部改組等に伴う新カリキュラムを着実に実施するとともに、既存のカリキュラムも含め、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの見直しと並行して、人材養成像の明確化、カリキュラムの体系化を進める。
また、教育学部の「教員への適性・志向性重視」の新たな入試方式を決定し、公表する。

【4】地域課題解決型の全学横断教育プログラム「地域創造学環」を導入するなど地域の求める人材を育成するとともに、理工系イノベーション人材、グローバル人材等多様な人材育成に取り組むため、社会的ニーズに応える文理融合を含む専門分野を越えた教育プログラムを整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【4-1】 地域創造学環の教育プログラムを副専攻も含めて着実に実施するとともに、地域志向科目の全学必修化に向け、準備を進める。
また、専門科目におけるイノベーション関連科目や英語科目の拡充を図る。

【5】履修証明制度等を活用した短期プログラムや遠隔授業の導入等ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の活用により、社会人が学びやすい環境を整備する。

- ・【5-1】 地域創造学環を中心に設計した、社会人向けの「文化マネジメント人材育成プログラム」の平成30年度開始に向けて、地域の文化施設等との協定締結を目指した準備を進める。ICTを活用した社会人向け講座を試行的に実施する。

【6】カリキュラム全般の見直しの中で、学習意欲を育てる初年次教育を充実させるとともに、学生が主体的に将来設計を構築できるようなキャリアデザイン教育を行う。

- ・【6-1】 地域におけるキャリア形成を視野に入れた新たな初年次教育としてのキャリアデザイン科目について、平成30年度入学生からの必修化に向け準備を進める。

【7】教育の質保証のため、教育成果の検証手法（ポートフォリオ、パフォーマンス評価等）及びGPA（グレード・ポイント・アベレージ）等を活用した学修過程と学修成果の可視化、学修時間の確保に取り組む。

- ・【7-1】 平成28年度に見直しを行ったアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを受けて、地域創造学環等での試行的取組を踏まえ、その他の部局の科目にもe-ポートフォリオ、ルーブリック等の新たな教育成果の検証手法を適用する。

【8】講義科目において、アクティブ・ラーニング、フィールドワークを取り入れた授業数を倍増するなど、その拡大・充実を図るとともに、ICTの積極的活用を進め、学生の主体的・能動的学習を促進する。

- ・【8-1】 アクティブ・ラーニング、フィールドワーク等の定義を明確化し、シラバス上に明記する体制を整備するとともに、可能なものから各部局の科目に新たにアクティブ・ラーニング、フィールドワーク、反転授業等を導入する。

<大学院課程>

【9】人材養成像を明確にし、専門分野及び専門分野を越えた融合領域に主専攻、副専攻制を導入しコースワークを中核とする体系的な教育課程の編成を行う。

- ・【9-1】 総合科学技術研究科のカリキュラムについて、学修成果の検証に基づく改善を行う。
また、人文系の修士課程についても明確な人材養成像に基づく改善を検討する。

【10】教育学研究科専門職学位課程教育実践高度化専攻（教職大学院）においては、修了生の教員就職率を90%以上とするため、実習と省察を軸とした教育プログラムの充実に加え、学部卒大学院生が現職派遣大学院生等から組織的に学ぶ機会の拡充整備、教職支援室等による教職指導の徹底等、教職キャリアの支援を強化する。

教育学研究科修士課程学校教育研究専攻においては、修了生（現職教員を除く）の教員就職率を80%以上とするため、教職大学院プログラムとの一部融合を通して実践的指導力を育てるとともに、教育学部以外の学部出身者にも小学校教員への就職の道を開くため、「小学校教員免許取得プログラム」の充実を図る。さらに、指導力向上のため、教育委員会の「初任者研修」の一部を大学院で先取りすることを目指す学校現場体験（学校支援ボランティア、非常勤講師等）とその反省・分析に当たる実践検討会の拡充等を進める。

- ・【10-1】 教育学研究科の改組に向けた準備を行う。

【11】 「理工系人材育成戦略」を踏まえた広い視野から物事を俯瞰する能力や国際的な舞台で活躍できる能力を持った理工系イノベーション人材等の育成に取り組むため、文理融合を含む専門分野を越えた教育プログラムを整備する。

- ・ 【11-1】 平成30年度の光医工学分野での浜松医科大学との共同専攻（博士課程）の設置に向けて、修士課程においても同共同専攻と接続する教育プログラムを整備する。

また、総合科学技術研究科農学専攻において「山岳科学教育プログラム」を導入し、総合科学技術研究科工学専攻及び情報学専攻において共通の教育プログラム「産業イノベーション人材育成プログラム」の平成30年度導入に向け、教育内容や実施体制等を確定する。

【12】 大学院教育の国際化を推進するため、英語のみによる学位取得可能な分野を充実・拡大するとともに、海外大学等との単位互換、国際共同教育プログラムの導入・拡大等に取り組むことを通して、国際通用性のあるカリキュラムを整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【12-1】 総合科学技術研究科における英語プログラムの教育成果を検証し、改善を図る。また、修士課程のダブルディグリープログラムの実施に向け、準備を進める。

【13】 大学院再編に伴い、電子工学研究所やグリーン科学技術研究所等と連携し、先端的研究を担う博士人材の育成を強化する。また、学生支援センターを活用して、博士人材の多方面での活躍を支援する。

- ・ 【13-1】 平成30年度の光医工学分野での浜松医科大学との共同専攻（博士課程）設置に向けて、準備を進める。

【14】 修士1年コース等の短期プログラムや遠隔授業の導入等ICTの活用により、社会人が学びやすい環境を整備する。

- ・ 【14-1】 教員養成分野における現職教員を対象とした教育プログラムへのICT利用として、教育職員免許法認定講習の一部科目でデジタルコンテンツを導入するほかデジタル教材開発等を進める。

【15】 教育の質保証に向け、多角的な評価方法による教育成果の検証とGPAを含む評価基準の活用等を通して、学修成果の可視化に取り組む。

- ・ 【15-1】 大学院段階で有効な教育成果検証手法を試行的に導入する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【16】 全学教育基盤機構において、全学的な視点からの入試改革、教育課程の編成、入口から出口までの一貫した学生支援、教育のグローバル化に対応した教育環境づくり等の教育マネジメントを強化し、教学IR（インスティテューショナル・リサーチ）を通して基礎となるデータの収集、分析に取り組む。

- ・ 【16-1】 教学インスティテューショナル・リサーチ（IR）を通じて得られたデータを基に、入試改革、カリキュラム改革、学生支援、教育のグローバル化等についての具体案の検討を進める。

【17】 全学教育基盤機構に設けたグローバル企画推進室において、ABPの取組の強化等、全学的な教育の国際化に取り組む。

- ・ 【17-1】 教育のグローバル化に向けた全学的体制の強化をめざし、グローバル企画推進室

と国際交流センターを統合した体制の平成30年度整備に向け、規則の改廃や人材配置等を進める。

【18】 第2期中期目標期間に設けた教員所属組織と教育研究組織を分離した体制の下、学部等の教育研究組織に教員を柔軟に配置することにより、部局単位の縦割教育から、全学的・総合的な観点からの教育実施体制へと移行する。

- ・ 【18-1】 グローバル化、地域連携、全学教職等に関する全学的体制と各部局との連携を図り、部局を越えた運営を行う体制を整備する。

【19】 教育力の向上をめざし、FD（ファカルティ・ディベロップメント）とSD（スタッフ・ディベロップメント）を一体的な活動として位置づけ、教職協働で取り組む。

- ・ 【19-1】 教育力向上を目指したファカルティ・ディベロップメント（FD）とスタッフ・ディベロップメント（SD）において、ファシリテーターを中心とする全学及び各部局での教職協働に向けた研修を実施する。

【20】 図書館の充実、学習環境のICT化等、教育効果を高める環境の整備充実を行う。また、ラーニングコモンズを活用したアクティブ・ラーニング等の学習支援を強化する。

- ・ 【20-1】 情報基盤センターを中心に、ICTのより一層の活用に向けたインフラ整備を進める。
また、多様な学びを支援する環境を整備するため、附属図書館浜松分館の改築・改修を進める。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【21】 多様な学生ニーズに対応する学習支援、生活及び課外活動支援を充実するため、学生相談体制の強化、授業料減免・奨学金制度の拡充、課外活動施設や学生寮の環境整備を行う。

- ・ 【21-1】 障がい学生支援並びに学生相談担当教員の柔軟な配置及び相談対応時間の拡大等を行い、包括的な学生支援・相談体制を整備する。
また、経済的困難を抱える学生支援のためのワークスタディを制度化し、大学における学生雇用を推進する。学生のクラブ・サークル活動を引き続き支援するとともに、静岡地区の学寮の将来計画を策定する。

【22】 教職員による全学的な学生支援体制を充実するため、第2期中期目標期間に引き続き学部の学生相談員や学生担当職員に対するFD・SD研修を実施する。

- ・ 【22-1】 障がい学生支援・学生相談・ハラスメントに関する全学的なFD・SD研修を実施するとともに、教職員の意識啓発・情報共有を進める。
また、「学びの実態調査」の結果を受け、問題点の整理とその解決に取り組む。

【23】 外国人留学生及び障がい学生へのニーズに対応するため、チューター制の継続、留学生の日本理解のための地域交流会の開催、構内のバリアフリー化の促進、ダイバーシティに対する意識向上を図る授業の開講、障がい学生への相談体制の見直し等を実施する。

- ・ 【23-1】 全学的な学生支援・相談体制を整備するとともに、チューター学生の確保や部局への支援等を行い、コミュニケーションに問題を抱える学生にも支援・相談活動を展開する。外国人留学生に対する支援に関しては、国際交流センターと学生支援センターが協力し、現在実施している月に2日の留学生相談について、実施機会の増大を図る。

【24】学生の主体的な就職活動に向け、キャリア形成から就職までの一貫した支援を拡充するため、県内の大学及び企業等と連携したインターンシップ情報発信の仕組み等の就職支援体制を構築し、インターンシップ参加者数の倍増を図る。

さらに、就職カウンセラーの相談体制の見直しや就職支援セミナーの開催等を実施する。

- ・【24-1】外国人留学生も含めた学士・修士・博士課程学生のインターンシップを推進し、参加者数の増加を図るとともに就職率を向上させる。「博士キャリア開発支援センター」を「学生支援センター・キャリアサポート部門」に統合し、学士から博士課程まで一貫したキャリア開発支援体制を整備する。

（４）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【25】学士課程入試については、大学入学希望者学力評価テスト等の導入を踏まえ、個別学力試験において、アドミッション・ポリシーに基づくより多面的・総合的な評価基準を導入する。

また、新方式の入試導入に向け、全学入試センターにアドミッション・オフィス機能を加えるとともに、データに基づく入試方法、評価方法の改善に当たる専門人材を配置することによって、入試実施体制を強化する。

- ・【25-1】高校における多様な学習成果の評価方法の確立を目指す取組である「富士山セレクション」において、県内高校等との高大連携による探求プロジェクトを開始する一方で、福井大学主導の、東海北陸地域の大学と連携した高大連携プロジェクトに参画する。

また、入試改革ワーキンググループにおいて上記評価手法の個別入試等への導入とこれに対応できる入試実施体制の在り方について検討する。

【26】大学院課程入試については、アドミッション・ポリシーに基づきそれぞれの分野における専門的知識を問うと同時に、多様な学修歴の受験生に対応した入試を実施する。

- ・【26-1】平成30年度の光医工学分野での浜松医科大学との共同専攻（博士課程）設置に向けてアドミッション・ポリシーを策定し、入試を実施する。

【27】秋季入学、社会人入試等の社会的ニーズに基づく特色ある入試を引き続き実施するとともに、拡大を図る。

- ・【27-1】ABP秋期入学の学部入試について、新たな方式の入試導入に向け、検討を進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【28】多様な知の蓄積を図るため、研究者個人の専門性に基づく自由な発想による基礎研究を推進し、研究成果の発信を拡大する。また、科研費申請支援件数を50件以上に拡大し、教員一人当たりの科研費採択数を引き上げる。

- ・【28-1】科研費採択数を増加させるため、若手及び過去に科研費の獲得実績がありながら不採択となっている教職員を中心に50件以上の申請支援を行う。

また、研究戦略室において、研究力強化に向けた環境整備、研究に焦点をあてた本学教員の活動状況の把握や強み分野をより強化するための方策の検討を行う。さらに、研究戦略室の下に置かれた研究力強化検討会議においては、本学の新たな強みとなり得る分野の発掘に取り組む。

【29】重点研究分野の国際的学術論文数を前期比10%及び国際共著論文比率を前期比20%増加させるなど、重点研究分野の連携による成果の創出や分野を超えた超領域研究による新領域の開拓に取り組む。また、超領域研究推進本部により定期的な研究成果発表会と国際シンポジウムを継続し、学内外の研究者交流を通して国際的に通用する研究人材を育成する。

重点研究分野:ICTをベースにしたリーディング3研究分野

- 光応用・イメージング
 - 環境・エネルギーシステム
 - グリーンバイオ科学
- (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【29-1】 研究戦略室で、重点研究分野における連携による成果の創出と競争的資金の獲得等の戦略を検討し、重点支援を行う。

また、超領域研究推進本部を中心に定期的に研究成果を発表するとともに、国際シンポジウムを継続し、研究者交流等により新領域の開拓と国際的な研究人材を育成する。

大学及び部局等主催で行われている国際研究シンポジウム、研究成果発表会等の情報を共有する。

【30】社会、経済、教育、文化等に係る基礎的研究を基に、対人援助に資する社会関係資本の基盤強化、学術文化の向上や文化資源の保護・活用、産業振興等に係る課題解決型研究プロジェクトに取り組み、研究成果の発信を拡大する。

さらに、関連する課題解決型研究プロジェクトを推進するため国際的、包括的に議論する場を設ける。

- ・【30-1】 学生が参画する地域連携応援プロジェクト及び平成28年度採択地域課題解決支援プロジェクトを引き続き支援する。

また、第1期及び第2期中期目標期間を合わせた地域課題データベースの本格的な構築とその公開、地域連携応援プロジェクトの報告会の拡充、地域課題解決支援プロジェクトを推進するための議論の場としてシンポジウムを開催する。

【31】地域の光関連企業と大学等との共同による光創起イノベーション研究拠点では、光の波長・位相・強度について時空を超えて自由に操る革新的研究として、光時空間遠隔制御技術等の研究開発を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【31-1】 革新的時空間イメージング技術の実用化に関する研究及び遠隔再現技術に関する研究を、地域の大学や光関連企業等と共同により推進し、研究成果の発信を行う。

【32】地域課題と地域資源を生かした「地域防災」「山岳科学」等の特色ある自然、社会、文化に関する研究を組織的に実施し、その成果を地域に発信する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【32-1】 「山岳科学教育プログラム」に基づく研究を推進し、山岳科学教育シンポジウムを開催することで、その成果を発信するとともに、防災マイスターを市民に開放するため、市民開放授業実施に向けた準備を行う。

【33】リポジトリへの学術論文の登録を一層促進し、外国語併記等により国際発信を強化する。

また、産学連携、社会連携による研究シーズ集を発行する。

- ・【33-1】 本学の研究成果を世界に発信するリポジトリシステムへの登録を促進するため、教員への周知活動を継続するとともに、オープンサイエンス時代に即したリポジト

リ登録方針の検討を行う。平成28年度のリポジトリシステムの調査結果を基に、本学リポジトリシステムをJAIRO Cloudへ移行し、改善を図る。

また、産学連携研究シーズ集については継続して発行するとともに、地域連携シーズ集を発行する。さらにキャンパスフェスタin静岡及びテクノフェスタin浜松により、大学の研究成果の社会への広報を進める。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【34】 重点研究3分野を中心とした組織的研究を推進するため、研究戦略に関する会議やIR体制を整備し、研究IRを含む研究マネジメント機能を強化する。

- ・ 【34-1】 研究戦略室で研究IRを通じて得られたデータの分析を行い、分析に基づく戦略を策定する。
また、策定した戦略を実施する。

【35】 重点研究3分野を中心に電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び創造科学技術大学院の連携による国際的プロジェクト研究を推進し、評価の高い学術論文執筆や国際研究組織への参画等、国際的に通用する優れた若手研究者を育成する。

- ・ 【35-1】 電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び創造科学技術大学院を中心に国際共同研究を推進すべく国際シンポジウムを開催する部局を支援する。若手研究者の育成に向けて、静岡大学若手重点研究者を中心に国際共同研究推進に資する経費支援を実施する。

【36】 高い研究能力を有する若手教員、女性教員及び外国人教員を確保し、研究者の多様性を高めるとともに、これらの教員を重点的に支援することにより、競争力のある研究推進体制を強化する。

- ・ 【36-1】 テニユアトラック制度及び卓越研究員制度を活用し、2名以上の教員を採用・支援する。
また、外国人教員及び女性教員の採用を促進するための支援を行い、多様性を高める。

【37】 電子工学研究所、グリーン科学技術研究所の担当教員、研究フェロー及び若手重点研究者等に対し、研究教育に集中させるため、役割分担を明確にする。また、研究力の高い研究者を常に確保するため、研究所の教員を戦略的に見直し、配置する。

- ・ 【37-1】 電子工学研究所、グリーン科学技術研究所においては、平成28年度の研究成果について、第2期中期目標期間との比較を行い、その変化を客観的に評価し、それぞれの研究戦略及び役割分担の見直し材料として整理する。
また、研究所人員配置に関しては、第3期中期目標期間を見据え、研究力の高い教員の重点的配置を引き続き行う。

【38】 電子工学研究所では、ネットワーク型共同研究拠点として生体医歯工学の共同研究を推進する。

また、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び浜松キャンパス共同利用機器センターの設備の充実を行い、共同利用を拡大させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【38-1】 電子工学研究所においては、ネットワーク型共同研究拠点の優位性を基に共同研究件数を平成28年度の水準に保つ。グリーン科学技術研究所及び浜松キャンパス共同利用機器センターの共同利用機器の利用を促進するための共同利用ポリシーについて検討する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【39】 地方公共団体、金融機関等との包括連携協定に基づく事業を推進し、地域社会が抱える諸課題に取り組み、COC+事業（地（知）の拠点大学による地方創生推進事業）等を通して地域創生に向けてその成果を還元するとともに、大学の教育研究の活性化につなげる。

地域課題の解決支援に当たっては、企画・実施・評価の各段階において、静岡県及び地域自治体と協働し、地域貢献プロセスを組織化・体系化する。

- ・ 【39-1】 地域社会との連携を強化しつつ、COC+事業3年目の取組を着実に実施する中で、フィールドワーク教育への学生参加を増やすとともに、地域課題解決支援プロジェクトへの大学構成員の参加を増やし大学の教育研究の活性化を図る。

【40】 産業界との包括連携協定を積極的に活用し、企業等との共同研究、技術移転等を推進するとともに、イノベーション人材の育成を進める。

- ・ 【40-1】 産業界との包括連携協定を活用し、共同研究、技術移転、研究者招聘の着実な実施を図るとともに、産学連携活動を通して、イノベーション人材や企業における技術者教育を推進する。
また、文部科学省「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」の採択を受けて、地域中小企業の振興に貢献する産学連携体制構築に向けた取組に着手する。

【41】 社会・産学連携に係る情報の発信を積極的に行うとともに、大学に対する地域の多様な要望等の把握・反映のための機能を強化し、COC+事業等を通して地域と大学の相互交流を拡充する。

- ・ 【41-1】 COC+事業の推進を通して地域諸団体等との連携を拡充するとともに、課題解決への貢献を公式Webサイト等を通じ積極的に情報発信する。さらに、地方自治体の総合計画等における本学教員の参画状況の調査を踏まえ協力関係を強化する。

【42】 地域社会の具体的な課題群を題材とした教育研究活動を拡充し、課題解決のための社会連携の取組を促進するとともに、学生及び地域住民を対象とした教育プログラムを構築する。

- ・ 【42-1】 ふじのくに地域・大学コンソーシアム等との連動を図り、地域創造学環における学生のフィールドワークを着実に実施し、その実践を通じて防災マイスターの市民開放への準備等、地域課題を題材とした教育プログラムの企画を推進する。
また、大学が中心となって企画・運営する地域との交流プロジェクトについても実施する。

【43】 第2期中期目標期間に引き続き、ABPの推進を通して、産業界と連携したグローバル人材教育システム（カリキュラム、インターンシップ、留学生の受入、学生の海外派遣等）を更に充実させ、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【43-1】 ABPを着実に遂行するため、静岡県内の企業とアジア諸国との架け橋になり得る人材の発掘及び受け入れる留学生数の増加に向けて、国内外の教育機関との連携強化を図る。
また、協力企業からの意見を基に、人材育成のためのキャリア教育及びインターンシップ科目の充実を図る。

【44】同窓会及び地域コミュニティとの連携を強化し、教育研究活動の成果を地域社会に発信し、地域住民の学び直しの機会を拡充する。また、同窓会や地域住民の知識を学生のキャリアディベロップメントや地域創生に活かす。

- ・【44-1】 公開講座、出張授業及び市民開放授業等の教育研究活動の発信を通して、地域住民の学び直しに貢献することにより、地域との連携を強化する。
また、大学と全学同窓会及び各学部同窓会の交流を強化するとともに、地域コミュニティとの意見交換を継続し、大学の活動状況についての課題の発見と解決を図る。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【45】全学的な教育実施体制の下で、英語のみで修了できるコース等の増設や、国際共同教育プログラムなどの国際的な流動性を高める教育プログラムを導入するに当たり、プログラム調査・整備の支援や海外留学支援（派遣・受入）等、教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。

- ・【45-1】 グローバル化支援組織の整備に向け規則・人材配置を進めるとともに、英語プログラムの修士課程での拡充及び学士課程への導入準備を進める。
また、修士課程ダブルディグリープログラムを導入する。

【43再掲】第2期中期目標期間に引き続き、ABPの推進を通して、産業界と連携したグローバル人材教育システム（カリキュラム、インターンシップ、留学生の受入、学生の海外派遣等）を更に充実させ、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【43再掲-1】 ABPを着実に遂行するため、静岡県内の企業とアジア諸国との架け橋になり得る人材の発掘及び受け入れる留学生数の増加に向けて、国内外の教育機関との連携強化を図る。
また、協力企業からの意見を基に、人材育成のためのキャリア教育及びインターンシップ科目の充実を図る。

【46】学生の海外留学及び外国人留学生に対する情報提供、新たな奨学制度の導入や留学しやすい環境整備等、推進体制を整備・充実させ、年間の海外留学者数を500名に、外国人留学生を600名に増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【46-1】 グローバル企画推進室、国際交流センターにおいて、留学生派遣及び受入れ支援策として留学生コーディネーターの配置等を行う。

【47】海外交流協定大学等とともに形成している国際連携組織を中心に、国際教育研究プロジェクトを推進し、大学のグローバル化に活用する。

- ・【47-1】 東欧（ルーマニア：クザ大学）及びアジア（本学）で開催するインターアカデミアの運営並びに本学からの参加を支援するとともに、各部局が行う国際教育研究プロジェクトについて情報提供及び運営に関する支援を行う。

【48】グローバル化推進に向けた実施体制を強化するため、海外交流協定校を100校（機関）に増加させるとともに、海外事務所や海外同窓会を増設する。

- ・【48-1】 ABP対象国の拡大に向けた検討を引き続き行う。
また、海外での同窓会の開催及び海外関係機関との国際ネットワークの強化を進め、海外交流協定校を90校まで拡大する。

【49】 キャンパス及び地域のグローバル化を推進するため、学生の居住環境の整備や学内外における異文化交流事業等を実施する。

- ・ 【49-1】 キャンパスのグローバル化のため、職員の海外研修の内容の改善を行うとともに、国際交流会館と地域町内会との交流会を実施し、ふじのくに地域・大学コンソーシアム等の国際交流事業に協力する。留学生混住型学生寮の第2期工事計画の実現可能性を検討する。

(2) 附属学校園に関する目標を達成するための措置

【50】 附属学校園と大学・教育学部及び地域の教育界・産業界等との連携・協力を強化し、先導的・実験的な教育研究を通して、グローバル化、理数教育に対する地域のニーズに基づき人材養成に取り組む。

- ・ 【50-1】 静岡県西部地域における小中学生の理数才能教育の推進と将来の科学技術を担う人材育成に貢献するためのトップガン教育システムを通じて、地域の教育界・産業界との連携を強化し、社会の変化に対応する資質や能力の育成を進める。

【51】 附属学校園と大学・教育学部との連携の下で、教育実習及び実践的な教職科目の充実・強化に取り組み、より高い資質を備えた教員養成・研修に貢献する。

- ・ 【51-1】 教育学部と附属学校園において、教員養成・研修の場としての附属学校園の活用について基本方針を共有し、実施に向けた具体策の検討を進める。

【52】 附属学校園と地域の教育委員会・学校園等との協力の下で、地域の教育のモデル校として、知識の活用、協調学習の推進等の今日的な教育課題に対応した取組を行う。

- ・ 【52-1】 附属学校園運営委員会において、3地区の地域連携室を核とした地域の教育委員会、学校との連携体制を強化し、教員研修の拠点としての基盤づくりをする。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【53】 学長が指導力を発揮する体制を強化するため、客観的な情報を集約するIR機能を持つ部署を平成28年度に設置するとともに、学長補佐室とIR部署との連携の下、施策の企画・立案・提言等を提供できる仕組みを構築する。

- ・ 【53-1】 IR室と学長補佐室の連携の下、具体的な施策の企画・立案・提言等を提供する仕組みの運用を目指す。

【54】 第2期中期目標期間に大学の業務及び財産状況の調査権限等が強化された監事機能をより実質化するため、情報収集・分析にIR機能を活用する仕組みを整備するとともに、監事の監査結果を大学運営に反映させる仕組みを強化する。

- ・ 【54-1】 大学の業務等における監事機能を支援するための監査室とIR室との連携について、活用法などを具体化した仕組みを構築する。

【55】 全学的な観点から教育研究をより迅速かつ効果的に進める体制を強化するため、教員所属組織と教育研究組織の分離及び全学人事管理委員会の体制の下、教育研究組織の見直し等に対応した全学的・組織的人事を進めるとともに、各教育研究組織への効率的な教員配置を実施する。

- ・ 【55-1】 学術院、全学教育基盤機構、研究戦略室及び全学人事管理委員会の体制の下、全学的・組織的人事を継続する。

【56】大学のグローバル化を一層進めるため、外国人教員及び外国の大学等の学位を取得した教員の比率を全教員の13%まで拡大する。また、第2期中期目標期間に引き続き、テニユアトラック制度を活用し、若手研究者を育成する。

- ・【56-1】外国人教員及び外国の大学等の学位を取得した教員の教員比率（平成30年度11%、平成33年度13%）に向けた教員採用を計画的に進める。
また、テニユアトラック制度の見直しを行い、テニユアトラック教員10名の維持に努める。

【57】教員養成課程においては、学校現場で指導経験のある教員比率を40%とするため、一部の教員採用公募条件に学校現場における指導経験を付加し、教員人事においては教育上の業績の評価基準等の見直しを行う。

- ・【57-1】教員養成課程における「学校現場で指導経験のある教員」の比率を40%とするため、平成28年度に策定した達成計画の実行を進める。
また、「学校現場での指導経験」を考慮した教員採用における公募条件等を定め、教員人事における評価基準の策定を進めるとともに、人材活用の実質化を図る。

【58】優秀な教員の人材確保の手段として年俸制等を活用し、運用状況の検証等を通して年俸制教員比率10%を維持する。

- ・【58-1】年俸制適用教員比率10%を達成するため、意向調査を踏まえた個別説明等を実施し、適用比率を向上させる。
また、クロスアポイントメントに関する周知を行い、制度の導入を進める。

【59】第2期中期目標期間における教職員の個人業務評価の在り方を検証し、教員所属組織と教育研究組織を分離した体制及び年俸制を導入した体制に対応した改善を行う。

- ・【59-1】学術院体制における個人業務評価及び年俸制における教員評価の検証・改善を継続する。

【60】女性教員採用加速システム（人件費支援等）を活用して女性教員比率16%以上とする。

また、役員は1名以上、管理職は13%以上の女性を登用する。

- ・【60-1】女性教員比率を高めるため、平成28年度に引き続き、女性教員採用加速システムを活用するとともに、新任教員に対してのメンター制度を充実させ、各支援制度の周知を図る。
また、女性管理職育成に資する支援制度の充実を図る。

【61】男女共同参画憲章に基づく行動計画により、セミナー、シンポジウム、研修、ホームページの充実やニュースレター発行等を通し、第2期中期目標期間に引き続き啓発を行う。

- ・【61-1】連携機関との連携体制に関する意見交換、情報共有を継続することにより、男女共同参画事業の推進に努める。同時に連携機関との協働による新たな資金獲得に取り組む。

【62】支援的職場環境を醸成するため、各種制度の充実に取り組むとともに、性別に関わりなく支援制度の利用を拡大する。

- ・【62-1】ワークライフバランス支援となる各種支援制度について、引き続き周知・利用を促進させる。

また、ダイバーシティ理解に向けての意識啓発及びオンデマンド支援の充実により、静岡・浜松両キャンパスの課題に応じたワークライフバランスの確保に向けて環境整備を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【63】 第3期中期目標期間前半を目途に、広い視野から物事を俯瞰する能力や国際的な舞台で活躍できるグローバル化対応能力を持った人材や、幅広い見識と実践力を持ち地域における課題解決に貢献できる人材を育成するため、学士課程－修士課程－博士課程の接続性を踏まえた、人文社会系・教員養成系を含む大学院教育の見直し・改編を行う。

- ・【63-1】 学士課程-修士課程の接続について引き続き検討するとともに、修士課程において博士課程に接続する教育プログラムの整備に向けた検討を進める。

【64】 社会の人材育成のニーズに応えるため、学士課程の再編成（教育学部新課程の廃止及び情報学部、農学部における新学科設置・学科再編、学部横断教育プログラム「地域創造学環」学生募集開始等）やカリキュラムの再構築を行い、体系的な教育体制を確立する。

さらに、社会的必要性に対する不断の検証を行い、定員規模等の見直しを含めた組織改革に取り組む。

- ・【64-1】 平成28年度学士課程改革を検証の上、運営上の課題を整理し、改善を図る。

【65】 単独での募集を停止した法科大学院については、在学生に対する万全の教育・支援体制を維持するとともに、地域における法曹養成や法務関連のニーズを踏まえ、これまで培ってきた教育研究機能を活かした新たな教育研究拠点の設置等を行う。

- ・【65-1】 地域法実務実践センターの事業及び実施体制の検証・改善に取り組む。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【66】 新たな教育研究組織の見直し及び経営力強化、地域連携、学生支援等に係る諸要請に対応するため、業務量や業務内容等に適した職員を配置するなど、効率的な体制を整備する。

- ・【66-1】 事務協議会の下に設置した業務改善・組織見直し等WGにおいて、引き続き業務量や業務内容に適した職員の配置等、効率的な体制の整備のため、不断の検証を進める。

また、教育研究組織の改組に対応した職員の戦略的配置を行う。

【67】 複雑化・高度化・グローバル化する業務の遂行に対応できる人材を確保・育成するため、職員の採用方法、処遇の検討及び職員研修を充実するなど、人事システムの見直しを行う。

- ・【67-1】 高度化・グローバル化する業務等に対応し、職員の採用・養成を含む人事方針を整備する。

また、職員の採用形態及び業務の高度化・専門化に対応する研修計画を策定し、実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【68】 寄附金、施設貸付料等をはじめとする自己収入確保のためのアクションプランを策定・実施する。

- ・【68-1】 寄附金や施設貸付料をはじめとする自己収入確保のための具体的なアクションプ

ランを順次実施する。

また、実施した事項については、結果を検証する。

【69】 第2期中期目標期間に引き続き、科研費をはじめとする競争的研究資金の継続的な獲得に向けて、競争的資金獲得支援、科研費申請支援を実施する。

- ・【69-1】 科研費獲得のセミナー、サポート等を継続して実施し、採択増につなげるとともに、各種競争的資金や研究支援に関する情報収集と広報、申請のためのサポートを継続する。科研費細目の変更については、挑戦的研究の採択状況に基づき必要に応じて対応する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【70】 第2期中期目標期間に引き続き、経費の抑制意識の向上を図るため、財務状況及び執行状況を部局等へ情報提供するとともに、財務運営に関するファイナンシャルプランを策定し、経費の抑制、経営資源の有効活用を進める。

- ・【70-1】 財務運営に関する具体的なファイナンシャルプランを順次実施する。
また、実施後は検証の上、必要に応じて見直しを行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【71】 保有資産について、有効活用を推進するため、毎年度利用計画を策定し、利用状況を検証する。

- ・【71-1】 現有資産の必要性や不用資産の再利用の可能性を検討の上、具体的な利活用計画を策定する。
また、各資産の利活用状況を検証し、必要に応じて改善を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【72】 教育研究、社会連携、大学運営に関するデータを集約するIR機能を持った部署を平成28年度に設置し、各種評価のためのデータ収集・蓄積・分析の効率化を図る。

- ・【72-1】 評価会議とIR室の連携の下、評価に必要なデータの収集・管理の仕組みを構築する。

【73】 第2期中期目標期間の評価システムの検証・改善を行い、第3期中期目標期間の自己点検・評価及び外部評価の計画に基づき実施する。

- ・【73-1】 評価スケジュールで受審が予定される各評価に関わる根拠データを毎年度定期的に収集する仕組みの検討及び全学的な管理機能の改善を行う。

【74】 教育研究等の諸活動に関する自己点検・評価及び第三者による評価結果を分析し、改善措置を講ずるとともに、評価結果、改善計画、改善状況を大学Webサイト等を活用して公開する。

- ・【74-1】 平成28年度に受審した評価の結果及び平成29年度に受審した評価の結果の分析を行い、そのために要改善事項があれば措置を講ずる。
また、評価結果等について随時公式Webサイトで公開するとともに、公開状況等の検証・改善を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【75】 情報発信において、常に広報戦略を見直し、大学Webサイトの充実を図るとともに、動画共有サービスを含めたSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用及び地

域マスメディアによる大学の教育研究活動の発信等、総合的かつ時宜を捉えた多角的な広報活動を行う。

- ・【75-1】 地元メディアや本学公式Webサイトにおいて、研究フェローや若手重点研究者の研究内容等を積極的に紹介するとともに、マスコミに向けて教員の教育研究活動や研究成果を発信し、情報発信量を平成28年度より拡大させる。
また、本学の教育研究活動の成果等を学内外に発信するため、静大フェスタ（キャンパスフェスタin静岡及びテクノフェスタin浜松）を開催する。

【76】 大学ポートレートや大学Webサイト等を通して教育研究等の情報を恒常的に発信し、社会とステークホルダーに対する説明責任を積極的に果たす。

- ・【76-1】 大学ポートレートや本学公式Webサイトにおける教育・研究の取組、教員データベース及び学術データベース等の教育・研究情報について、適宜、最新のデータに更新する。
また、学部等の紹介動画について内容を見直し、内容を充実させる。

【77】 大学Webサイトにおいて在学生、卒業生、同窓会及び国際化を意識したコンテンツを充実させるとともに、日本語、英語、スマートフォン対応等のサイトに適した情報を分かりやすく提供する。

- ・【77-1】 公式Webサイトにおいて、コンテンツ・マネジメント・システム(CMS)を活用し、学部等のニュースやイベント情報を積極的に発信する。
また、公式Webサイトのスマートフォン対応状況について見直しを行うとともに、その改善を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【78】 資産の有効活用を実施し、施設マネジメントを行う中で、大学の目標や戦略を踏まえた施設整備計画、維持保全計画・修繕計画を定めた「キャンパスマスタープラン」に基づき、学生支援・バリアフリー対策・老朽対策・屋外環境整備・省エネルギー及び基幹整備等を行う。

- ・【78-1】 「キャンパスマスタープラン2016-2021」の記載に沿って当該年度の施設整備と既存施設スペースの有効活用を着実に実施する。
また、「グリーンキャンパス構築指針・行動計画2016-2021」記載の行動計画を実行し、エネルギー使用量の削減効果を検証する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【79】 様々なリスクや危機に対する点検を行い、情報共有の充実を図るとともに、予防のための事前周知や発生した場合の対策の構築等、取組を強化する。

- ・【79-1】 全学一斉地震防災訓練を実施する。
また、自然災害、情報セキュリティ及び感染症等の各種リスクに関する情報提供を積極的に行い、リスクの低減を図るとともに、危機が発生した場合においては、静岡大学危機管理ガイドラインに基づき、適正に対処する。

【80】 各種リスクに対し構築済みの危機管理体制並びに事象発生時に取った対応と再発防止対策について、全学的な視点から検証し改善を促す仕組みを強化する。

- ・【80-1】 危機管理委員会において、平成28年度に本学で発生した危機事象への対応状況を検証し、所要の改善を図る。
また、危機発生防止のための対策として、本学の業務に内在するリスクを識別、

分析、評価する手法を開発する。

【81】 現在運用している薬品管理システムを有効に活用し、化学物質の安全管理や化学物質取扱者の健康管理に活かすとともに、高圧ガスボンベの登録管理を行うなど、安全管理体制の整備を行う。

- ・【81-1】 薬品管理システム等で蓄積したデータを集積・整理し、健康・安全体制の整備・充実や教職員の健康・安全教育に活用する。
また、高圧ガスボンベの管理体制の整備を進める。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【82】 研究費の不正使用を防止するため、教職員及び競争的資金等の運営・管理に関わる学生に、研修会の実施、諸規則の周知を図るとともに、会計監査を行う。

- ・【82-1】 研究費の不正使用防止のためのコンプライアンス教育をはじめとする学内研修を実施するとともに、平成29年度研究費不正防止計画を実施し、併せて会計監査を行う。

【83】 研究における不正行為を防止するため、教職員及び学生に対し、研究倫理に関するWeb研修等を実施する。

- ・【83-1】 教職員・学生を対象として、研究の不正防止を目的とした研究倫理に関するWeb研修等を継続する。
また、未受講者に対して、催促を行う。

【84】 不正アクセス等に対応する情報セキュリティ対策を引き続き実施するとともに、Web研修、セミナーの開催等、情報セキュリティに関する教育等を行う。

また、保有個人情報を取り扱う業務に従事する者に対する教育研修を実施し、個人情報の保護に関する取組を強化する。

- ・【84-1】 情報基盤の更新に伴う情報セキュリティ確保の仕組みを構築し、脆弱性診断などを実施することによりIPアドレス管理の強化や情報セキュリティ対策と管理体制の強化を図る。さらに、情報セキュリティの意識向上と防御力向上を図るため、セミナーを実施する。
また、個人情報の保護に関する管理を強化するため、業務従事者等を対象に教育研修を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2,352,933千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 重要な財産を譲渡する計画
 - ① 静岡大学大谷団地外周部飛び地の一部（静岡市駿河区大谷字鞭打ヶ谷5651番 63.55㎡）を譲渡する。
- 2 重要な財産を担保に供する計画
該当なし

Ⅸ 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

Ⅹ その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
【施設】 (城北) 講義棟改築 (城北) 図書館改築・改修 (大谷) ライフライン再生（排水設備） 小規模改修 【設備】 核磁気共鳴装置システム	総額 1,119	施設整備費補助金(1,080) (独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金(39)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成29年度以降は平成28年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- 教員人事について
 - (1) 雇用方針
 - ① 公募制を基本とし、かつ、任期制の活用により、教育・研究等の遂行にふさわしい人材を雇用する。
 - ② 女性教員の採用を推進し、教員における女性の比率を高める。
 - (2) 人材育成方針
 - ① 若手研究者を育成するため、テニュアトラック制度を活用する。
 - ② 教員の教育力を向上させるため、FD/SD活動を推進する。
 - ③ 行動規範に基づく健全かつ適正な教育・研究を遂行するための研修会等を実施し、モラルの向上に努める。
 - (3) 人事評価
 - ① 教員の人事評価を処遇に反映するシステムを充実・整備する。
- 事務系職員について
 - (1) 雇用方針
 - ① 東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験による採用を原則とするが、専門性の高い職種等については、大学独自の柔軟な採用を行う。

(2) 人材育成方針

- ① SD活動等を通じ、職員の専門的能力や総合的能力の向上に努める。
- ② 職務内容に応じ、柔軟な在任期間を設定することで職員の総合的能力や専門的能力の向上に努める。

(3) 人事評価

- ① 職員の人事評価を処遇に反映するシステムを充実・整備する。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 1,107人

また、任期付職員数の見込みを 33人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 11,724百万円 (退職手当は除く)

(別紙)

○ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,561
施設整備費補助金	991
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	192
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	39
自己収入	5,748
授業料、入学金及び検定料収入	5,509
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	239
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,509
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	18,040
支出	
業務費	15,309
教育研究経費	15,309
診療経費	0
施設整備費	1,030
船舶建造費	0
補助金等	192
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,509
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	18,040

[人件費の見積り]

期間中総額 11,724 百万円を支出する(退職手当は除く)。

※「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 9,547 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 14 百万円。

※「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額 532 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 459 百万円。

※「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額 1,509 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 137 百万円。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	18,239
経常費用	18,239
業務費	16,720
教育研究経費	3,341
診療経費	0
受託研究費等	1,003
役員人件費	94
教員人件費	8,979
職員人件費	3,303
一般管理費	484
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,035
臨時損失	0
収益の部	18,239
経常収益	18,239
運営費交付金収益	9,473
授業料収益	5,037
入学金収益	747
検定料収益	158
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,152
補助金等収益	159
寄附金収益	340
施設費収益	49
財務収益	0
雑益	238
資産見返運営費交付金等戻入	593
資産見返補助金等戻入	110
資産見返寄附金戻入	180
資産見返物品受贈額戻入	3
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,040
業務活動による支出	16,627
投資活動による支出	1,413
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	18,040
業務活動による収入	16,996
運営費交付金による収入	9,547
授業料、入学料金及び検定料による収入	5,509
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,152
補助金等収入	192
寄附金収入	357
その他の収入	239
投資活動による収入	1,030
施設費による収入	1,030
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	14

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。

(別表)

○ 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

学 部

学部名	学科(課程)	学生収容定員	備 考
人文社会科学部	(昼間コース)		
	社会学科	290	平成 28 年度改訂
	言語文化学科	300	
	法学科	364	3 年次編入学収容定員 4 名を含む
	経済学科	650	平成 28 年度改訂
	小計	1,604	
	(夜間主コース)		
	法学科	126	3 年次編入学収容定員 6 名を含む
	経済学科	120	
	小計	246	
	計	1,850	
教育学部	学校教育教員養成課程	1,200	うち教員養成に係る定員 1,200 人
	生涯教育課程	70	H28 募集停止
	総合科学教育課程	60	H28 募集停止
	芸術文化課程	70	H28 募集停止
	計	1,400	
情報学部	情報科学科	400	
	行動情報学科	140	平成 28 年度新設
	情報社会学科	350	平成 28 年度改訂
	計	890	
理学部	数学科	146	平成 28 年度改訂
	物理学科	186	平成 28 年度改訂
	化学科	194	平成 28 年度改訂
	生物科学科	194	平成 28 年度改訂
	地球科学科	190	平成 28 年度改訂
	計	910	
工学部	機械工学科	666	平成 28 年度改訂
	電気電子工学科	430	平成 28 年度改訂
	電子物質科学科	440	
	化学バイオ工学科	434	平成 28 年度改訂
	数理システム工学科	200	
	計	2,170	
農学部	生物資源科学科	230	平成 28 年度新設
	応用生命科学科	140	平成 28 年度新設
	共生バイオサイエンス学科	120	改組前の学科
	応用生物化学科	100	改組前の学科
	環境森林科学科	80	改組前の学科
	計	690	3 年次編入学収容定員 20 名を含む

大学院

研究科名	専攻等	学生収容定員	内 訳	備 考
人文社会科学 研究科	臨床人間科学専攻	22	うち修士課程 22 人	
	比較地域文化専攻	20	うち修士課程 20 人	
	経済専攻	30	うち修士課程 30 人	
	計	72	うち修士課程 72 人	
教育学研究科	学校教育研究専攻	104	うち修士課程 104 人	
	共同教科開発学専攻	12	うち博士課程 12 人	
	計	116	うち修士課程 104 人 うち博士課程 12 人	
総合科学技術 研究科	情報学専攻	120	うち修士課程 120 人	
	理学専攻	140	うち修士課程 140 人	
	工学専攻	524	うち修士課程 524 人	
	農学専攻	174	うち修士課程 174 人	
	計	958	うち修士課程 958 人	
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	39	うち博士課程 39 人	
	光・ナノ物質機能専攻	36	うち博士課程 36 人	
	情報科学専攻	30	うち博士課程 30 人	
	環境・エネルギーシステム専攻	21	うち博士課程 21 人	
	バイオサイエンス専攻	24	うち博士課程 24 人	
	計	150	うち博士課程 150 人	
法務研究科	法務専攻	20	うち専門職学位課程 20 人	H28 募集停止
	計	20	うち専門職学位課程 20 人	
教育学研究科	教育実践高度化専攻	40	うち専門職学位課程 40 人	
	計	40	うち専門職学位課程 40 人	

附属学校

区 分	収容定員	学級数	備 考
教育学部附属静岡小学校	630	18	平成 24 年度改訂 35 人学級
教育学部附属浜松小学校	420	12	平成 24 年度改訂 35 人学級
教育学部附属静岡中学校	480	12	
教育学部附属浜松中学校	360	9	
教育学部附属島田中学校	360	9	
教育学部附属幼稚園	2 年保育	100	
	3 年保育	60	
	計	160	3 歳 1、4 歳 2、5 歳 2=5
教育学部附属特別支援学校	高等部(本科)	24	3
	中学部	18	3
	小学部	18	3
	計	60	9